

住民基本台帳の閲覧状況の公表について(H19/11/1～H20/10/31)

平成18年11月1日より住民基本台帳法の一部が改正され、個人情報の保護に十分留意をした法律が施行されました。
この改正により、住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき下記のとおり公表します。

法第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の閲覧
(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く)の状況

機関の名称	請求中の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊札幌地方協力本部	平成20年度自衛官募集	平成20年6月11日	昭和58年4月2日～平成3年4月1日生まれの男性・女性90件 平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの男性10件